

# 経済産業省

官 印 省 略  
20130321 製 第 59 号  
平成 25 年 4 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業大臣

小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に関する事務の委任について

上記の件について、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）の規定に基づく経済産業大臣の権限に係る事務のうち、下記に掲げるものについては、貴職に委任する。

なお、平成20年3月31日付け平成20・03・24製第6号「小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）等に関する事務の委任について」は廃止する。

## 記

- （1）第4条の規定に基づく小型自動車競走の開催届の受理に係る事務
- （2）第6条第9項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく設置者の地位の承継に関する届出の受理に係る事務
- （3）第54条の規定に基づく小型自動車競走施行者等に対する法律の施行の確保のため必要な命令であって軽易な事項に係る事務
- （4）第55条第1項の規定に基づく小型自動車競走施行者に対する小型自動車競走の開催の制限に関する命令であって軽易な事項に係る事務及び同条第2項の規定に基づく小型自動車競走場等の設置者に対する業務の制限に関する命令であって軽易な事項に係る事務
- （5）第57条第1項の規定に基づく小型自動車競走施行者等に対する報告徴収又は立入検査であって簡易又は定期的な事項に係る事務